

この行動指針は、全学共通を原則としますが、感染状況に応じて各活動の範囲を部署ごとに判断することがあります。
医療・福祉関係者及び新型コロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外とします。
この危機管理行動指針は、感染のフェーズの変化、ワクチンの接種状況及び新たな知見等に応じて、随時見直しを行う場合があります。

レベル		めやす	各活動				
			教育・研究活動	授業（講義・演習・実験・実習、実技）	学生の課外活動含む自主活動、学外者	事務体制	会議等（研修、説明会を含む）
0	通常	感染者数が相当程度低下し、国や北海道から特段の感染防止対策が求められていない（終息宣言）場合	○制限なし	○制限なし	○制限なし	○制限なし	○制限なし
1	制限（低）	北海道の警戒ステージが1以上である場合	○感染症拡大防止に最大限配慮して、研究活動を行うことができる。 ○図書館の施設利用及び貸し出しの対面業務は可能。ただし、入館者を把握し、記録を残す。	○面接授業を基本とする。面接授業は下記条件を満たすこととし、その他の授業はオンラインでの遠隔授業を実施する。 〔面接授業の条件〕感染拡大防止対策を行った上で、1クラス当たりの人数を教室定員の50％以下として実施可能であること。 ○授業実施方法の詳細に関しては「授業実施マニュアル（教員）」および「受講の心得（学生）」を参照すること。	○学生の活動については感染拡大防止に最大限配慮した上で、参加学生を事前の届出によって認める。 ○本学生団体等の活動については「課外活動ガイドライン」を基本とする。 ○学外者の入構は事前の連絡をもらって認める。	○各部署は、感染拡大防止に最大限配慮して、通常と同様の範囲の業務を行う。	○感染拡大防止に最大限配慮して行うこととする。オンライン会議やメール等による書面審議の導入も並行する。
2	制限（中）	北海道の警戒ステージが2以上である場合（札幌市及び石狩振興局管内での感染状況をみて1への移行を検討する）。また、北海道に対してまん延防止等重点措置が発令中もしくは北海道の警戒ステージが3以上でも、感染状況の明らかな改善傾向が認められる場合。	○現在進行中の実験・研究を継続するために、必要な研究室関係者の立ち入りを許可する。ただし、基本的な感染防止対策を徹底し、可能な限り現場での滞在時間を減らす。 ○図書館の施設利用及び貸し出しの対面業務は可能。ただし、入館者を把握し、記録を残す。	○下記条件を満たす授業は可能な限り面接授業を実施し、その他の授業はオンラインでの遠隔授業を実施する。 〔面接授業の条件〕感染拡大防止対策を行った上で、1クラス当たりの人数を教室定員の50％以下として実施可能であること。 ○オンラインでの遠隔授業を受講する環境にない学生の学内施設設備利用は感染拡大防止に最大限配慮して認める。 ○授業実施方法の詳細に関しては「授業実施マニュアル（教員）」および「受講の心得（学生）」を参照すること。	○学生の登校は事前の許可制とし、許可された学生以外の学内での活動は禁止する。 ○学生の活動については感染拡大防止に最大限配慮した上で、学内施設を使用しなければ活動できない場合について、申請された活動内容について許可することがある。登校した学生を把握する。 ○本学生団体等の活動については「課外活動ガイドライン」を基本とする。 ○学外者の入構は事前の連絡をもらい、各部署にて記録する。	○公共交通機関を利用している職員に対し時差出勤を命じることができる。 ○各部署は、優先度の高い業務を行うべく状況に応じて対応する。 ○一部の職員に対しては在宅勤務を命じることがある。	○感染拡大防止に最大限配慮して行うこととする。オンライン会議やメール等による書面審議の導入を推奨する。
3	制限（高）	北海道に対してまん延防止等重点措置が発令された場合、もしくは北海道の警戒ステージが3以上である場合（札幌市及び石狩振興局管内の感染状況をみて2への移行を検討する）。また、北海道に対して緊急事態宣言が発令中もしくは北海道の警戒ステージが4以上でも、感染状況の明らかな改善傾向がみられる場合。	○現在進行中の実験・研究を継続するために、基本的な感染防止対策を徹底し、必要最小限の研究室関係者のみ短時間の立ち入りを許可するが、それ以外は自宅で研究活動を行う。 ○図書館の施設利用及び貸し出しの対面業務は可能。ただし、入館者を把握し、記録を残す。 ○帰省中の学生を対象に郵送による貸出、文献複写サービスを実施する。	○一部の免許・資格に関わり、対面での指導が必須となる科目、本学の設備を使用しなければ成立しない授業、オンラインでの遠隔授業より面接授業の方が相当程度教育効果が高いと思われる授業等については、感染拡大防止の対策を行った上で、1クラス当たりの人数を教室定員の40％以下として、面接授業等の実施を認める。対面での個別指導は必要に応じて実施可とする。 ○その他の授業はオンラインでの遠隔授業の実施を原則とする。 ○オンラインでの遠隔授業を受講する環境にない学生に対して、学内のPC、インターネット環境を使う必要がある場合に限り、感染拡大防止対策を十分に行った上で必要最小限の使用を認める。 ○学生の入構については、受け入れ部署（教員もしくは担当部署）にて事前連絡を受けた上で、学内での行動を把握し、記録を残す。 ○授業実施方法の詳細に関しては「授業実施マニュアル（教員）」および「受講の心得（学生）」を参照すること。	○学生の登校は禁止とし、学生の活動については全面禁止とする。 ○本学生団体等の活動については「課外活動ガイドライン」を基本とする。 ○学外者へは入構の自粛を要請するが、必要性に応じて事前の連絡をもらい、各部署にて記録する。	○各部署は、優先度の高い業務を行うべく、状況に応じて対応する。 ○一部の職員に対しては在宅勤務もしくは勤務場所の分散を要請し、在宅勤務者に対しては、在宅で処理可能な業務を指示する。	○オンライン会議やメール等での書面審議の実施を中心とする。対面での会議等が必要な場合は、感染拡大防止に最大限配慮して、集合する人数に応じた十分な広さの会議場所と換気を確保して、可能な限り人数を絞る。
4	制限（最高）	北海道に対して緊急事態宣言が発令された場合、もしくは北海道の警戒ステージが4以上である場合（上記宣言等の解除が示された場合や、感染状況の明らかな改善傾向がみられる場合は3への移行を検討する）	○研究室関係者のうち教員（事情によっては大学院生も可）のみ研究室への立ち入りを許可する。ただし、可能な限り交代制として複数での利用を避ける。 ○図書館の施設利用及び貸し出しの対面業務は可能。ただし、入館者を把握し、記録を残す。入館者数を対策会議へ報告する。 ○郵送による貸出、文献複写サービスを実施する。	○授業はオンラインでの遠隔授業の実施を原則とする。 ○一部の免許・資格に関わり、対面での指導が必須かつ本学の設備を使用しなければ成立しない授業等については、感染拡大防止の対策を行った上で、1クラス当たりの人数を教室定員の30％以下として、面接授業等の実施を認める。ただし、合唱など大声での発声を伴う科目、学生同士の接触がある演習科目・実技科目、激しい呼吸を伴う実技科目等は除く。対面での個別指導は必要最低限とする。 ○オンラインでの遠隔授業を受講する環境にない学生に対して、学内のPC、インターネット環境を使う必要がある場合に限り、感染拡大防止対策を十分に行った上で必要最小限の使用を認める。 ○学生の入構については、受け入れ部署（教員もしくは担当部署）にて事前連絡を受けた上で、学内での行動を把握し、記録を残す。 ○授業実施方法の詳細に関しては「授業実施マニュアル（教員）」および「受講の心得（学生）」を参照すること。	○学生の活動については全面禁止とし、登校禁止とする。 ○本学生団体等の活動については「課外活動ガイドライン」を基本とする。 ○学外者の入構については、教育研究や施設設備の維持等、業務上必要最低限の者に限るが、やむを得ず入構する場合には、事前の連絡をもらって許可し、入構情報を対策会議へ報告する。	○各部署は、大学機能を維持するための業務を厳選して行う。 ○多くの職員に対しては在宅勤務もしくは勤務場所の分散を要請し、在宅勤務者に対しては、在宅で処理可能な業務を指示する。	○オンライン会議やメール等での書面審議の実施を中心とする。対面での会議等が必要な場合は、感染拡大防止に最大限配慮して、集合する人数に応じた十分な広さの会議場所と換気を確保して、最低限必要な人数に行う。
5	活動の全面禁止	大学を閉鎖せざるを得ない場合（例：学内でのクラスター発生、またはその懸念）（学内での緊急を要する措置等の完了した場合は元のレベルへの移行を検討する）	○教育・研究のための機能を最低限維持するために、当該研究科長、学部長あるいは学科長の許可の下、一時的に教員（研究室関係者）のみ立ち入りが可能。ただし、原則交代制。 ○図書館を閉鎖する。	○全ての授業を一時的に休講とする。ただし、オンラインでの遠隔授業を実施している科目については継続することもある。	○学生の活動については全面禁止とし、登校禁止とする。 ○本学生団体等の活動については「課外活動ガイドライン」を基本とする。 ○学外者の入構禁止。	○大学機能や施設の維持管理に必要な要員のみ出勤とする。	○会議等は延期・中止とするが、大学機能を最低限維持するために必要な会議等については、オンライン会議又はメール等による書面審議により実施する。